

## 回答書

1. 工事名 播管第16号 播但連絡道路 道路維持修繕工事（橋梁伸縮装置修繕工事（その1））  
2. 工事場所 姫路市別所町ほか

番号	設計図書等番号	質疑事項	回答
1	入札公告P2	(5)同種工事の施工実績欄に「道路橋の伸縮装置の新設及び修繕工事」と記載されていますが、新設工事と修繕工事の両方の実績が必要でしょうか。	新設工事と修繕工事の両方の実績が必要ではなく、道路橋の伸縮新設もしくは修繕の実績を有していれば参加可能です。
2	入札公告P2 3入札参加資格 (5)同種工事の 施工実績又は 専門性の有無 に関する要件	「道路橋の伸縮装置の新設及び修繕工事」とありますが「道路橋の伸縮装置の取替工事」は該当するのでしょうか。「道路橋の伸縮装置の修繕工事」はなければ該当しないのでしょうか。	「道路橋の伸縮装置の新設、修繕工事」には、取替工事や更新工事も含まれるので該当します。
3			
4			
5			
6			

## 質疑回答書

工事番号：播管第 16 号

工 事 名：播但連絡道路 道路維持修繕工事（橋梁伸縮装置修繕工事（その 1））

番号	図面番号等	質 疑	回 答
1	施工第 0-0023 号 施工第 0-0025 号 特記仕様書 第 19 条 3)	アスファルト（切削）殻について 処分先は松本砕石（株）とありますが、処分単価は見積でしょうか？ 兵庫県のホームページにて公表されている、「建設副産物受入施設ならびに受入価格」には金額がのっていませんでした。ご教授の程よろしくお願ひします。	建設副産物の処分費について、特記仕様書 19 条 3)での廃棄物の種類が逆になっているため、 コンクリート（有筋）：松本砕石 1,800 円/t アスファルト（切削）：加西砕石 1,300 円/t で積算してください。
2	特記仕様書 第 19 条 3) 特定建設資材廃棄物の種類 アスファルト殻（切削）	アスファルト殻（切削）処分地が松本砕石（株）となっていますが、処分地に処分単価を問い合わせたところアスファルト殻（切削）は取り扱っていないので、設計単価は、ありませんとの回答がありました。当該処分費の積算金額をご教授願ひします。昼間と夜間との金額をお願ひします。	単価については回答 1 のとおりです。 また、当初設計では、コンクリート（有筋）およびアスファルト（切削）の処分費は、どちらも昼間の単価を使用しており、夜間の単価は採用していません。 なお、契約後に協議のうえ、必要と認められる場合は、設計変更の対象とします。
3	施工 第 0-0009・0025 号 内訳表	処分費は夜間単価を採用されていますか。	回答 2 のとおりです。

4	<p>施工 第 0-0023・0025 号 内訳表</p>	<p>処分先の松本砕石(株)は兵庫県公表の受入単価表にR6.8単価の記載がありません。単価根拠元もしくは単価明示をお願いします。</p>	<p>回答1のとおりです。</p>
5	<p>見積参考図書</p>	<p>通常勤務時間帯を外して作業する場合の労務調整係数は深夜の1.5でよろしいですか。</p>	<p>通常勤務時間帯を外して作業する場合の労務調整係数は1.5です。</p>
6		<p>プロジョイントは誘導板有り無しどちらですか？また、二重止水構造ですか？また、その場合は積算参考資料に建設物価・積算資料の平均とありますが、建設物価をWEB建設物価と読み替える認識で間違いはないですか？</p>	<p>プロジョイントについては、誘導板無しです。また、二重止水構造ではありません。建設物価については、WEB建設物価と読み替えてください。</p>
7	<p>見積参考図書 第0005号内訳書</p>	<p>計上されている各材料について、図面上では二次止水仕様になっているものが見受けられます。計上する材料は全て二次止水構造が無いものでよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>計上している橋梁用伸縮装置の材料費は全て二重止水構造なしの単価を採用しています。</p>

8	特記仕様書	Co 殻、As 殻の運搬先について、現場から処分場までの距離が12.1km及び12.0kmとなっています。現場からはさらに距離があるように見受けられますが、運搬先は記載のままでよろしいでしょうか。	当初設計では、処分場までの距離は記載の距離で積算してください。
9	頁 0-0004/0035 頁 0-0005/0035	頁 0-0004/0035 にアスファルトの切削処分費（昼間）27m <sup>3</sup> と頁 0-0005/0035 にアスファルトの切削処分費（夜間）45m <sup>3</sup> があり、特記仕様書には松本砕石（株）と記載されていますが松本砕石（株）は現在7月8月と単価記載がなく営業をされていないようですが設計は昼間夜間とどのような単価で積算されているか教えて頂けないでしょうか。	回答1、2のとおりです。
10	頁 0-0005/0035	頁 0-0005/0035 に規制車の計上がありますが入札後に共通仮設費の安全費に設計変更での移行と考えてよろしいでしょうか。	契約後、必要に応じて設計変更を行います。
11	特記仕様書 第19条3) 見積参考資料 第0-0023号 第0-0025号 第0-0031号 内訳書	処分費アスファルト殻（切削）昼間・夜間で特記仕様書に記載の松本砕石（株）は、兵庫県土木部より公表されている「建設副産物受入ならびに受入単価」にはアスファルト殻（切削）の処理費が記載されていません。アスファルト殻（切削）処分費昼間・夜間の予定価格算出に採用されている単価又は算出に採用した資料、及び掲載箇所をご教示願います。	回答1、2のとおりです。

12	特記仕様書 第 19 条 3) ※ 見積参考資料 第 0-0009 号 内訳書	「夜間受入協議により、受け入れ価格は変更する」と記載がありますが、コンクリート殻（有筋）加西砕石（株）は兵庫県土木部より公表されている「建設副産物受入ならびに受入単価」に夜間・休日の受入は要相談と記載があるので、予定価格算出の採用単価は昼間の単価と考えて良いですか。違う場合は採用されている単価又は算出に採用した資料、及び掲載箇所をご教示願います。	回答 2 のとおりです。
13	特記仕様書	アスファルト（切削）の搬出先が松本砕石となっていますが、確認すると取扱をしていません。積算にはどこの単価を採用していますか。	回答 1 のとおりです。
14	見積参考図書 頁 15/35	伸縮装置の各材料は二次止水付でしょうか、ご教示ください。 (図面標記あり)	回答 7 のとおりです。
15	特記仕様書 第 19 条	再資源化等を行う施設の松本砕石には（アスファルト切削）の登録がありません、対応をご教示ください。	回答 1、2 のとおりです。

16	見積参考図書	本工事の経費計算は施工箇所が点在する場合を採用するのでしょうか、ご教示ください。	本設計では、諸経費計算は施工箇所が点在する場合を採用していません。
17	鋼製橋梁用伸縮装置 材料費 1式 施工第 0-0005 号 内訳表	プロジョイント CDx-30・40・50・80・100 の基本構造の件で質問です。CDx-40・50 は図面 (4/7) に二次止水構造と記載されていますが、その他 CDx-30・80・100 も同じ仕様で宜しいでしょうか。また、仕様の違いによって 4 つの価格帯がありますが、1. 車道用 荷重支持型 2. 車道用 荷重支持型 誘導板付 3. 車道用 荷重支持型 二重止水構造付 4. 車道用 荷重支持型 二重止水構造付・誘導板付のうち、どれを採用されていますか。	採用する伸縮装置は、「材料集計表」のとおりです。鋼製橋梁用伸縮装置 (プロジョイント) は、「二重止水構造無し、誘導板無し」で「車道用 荷重支持型」の単価を採用しています。
18	処分費 アスファルト 殻 施工第 0-023 号 内訳表	松本砕石 (株) のアスファルト塊 (切削) の単価の件で質問です。特記仕様書にはアスファルト (切削) の処分先が松本砕石と記載されていますが、兵庫県公表の建設副産物の受入価格表に松本砕石 (株) のアスファルト塊 (切削) の単価が記載されていません。単価はいくらで積算されていますか。	回答 1 のとおりです。
19	施工第 0-0023 号 内訳表	松本砕石 (株) の処分費の単価が県ホームページの建設副産物受入価格にも載っていませんが、見積でしょうか。それとも物価資料でしょうか。単価の公表をお願い致します。	回答 1 のとおりです。

20	<p>施工第 0-0025 号 内訳表</p>	<p>松本砕石（株）の処分費の単価が県ホームページの建設副産物受入価格にも載っていませんが、見積でしょうか。それとも物価資料でしょうか。単価の公表をお願い致します。</p>	<p>回答 1 のとおりです。</p>
21	<p>施工第 0-0031 号 内訳表</p>	<p>松本砕石（株）の処分費の単価が県ホームページの建設副産物受入価格にも載っていませんが、見積でしょうか。それとも物価資料でしょうか。単価の公表をお願い致します。</p>	<p>回答 1 のとおりです。</p>
22	<p>特記仕様書 頁 9</p>	<p>アスファルト殻の廃棄処分処理施設 松本砕石（株）との記載ですが同施設はアスファルト殻の受入れは行っていません。どの様に考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>回答 1 のとおりです。</p>
23	<p>設計書</p>	<p>設計書が本工事費と附帯工事費に分かれています。経費の考え方は「施工箇所が点在する工事」になりますか。</p>	<p>回答 16 のとおりです。</p>

24	規制形態	Aランプ・Bランプで工事は夜間通行止めでの施工となるのでしょうか。	夜間通行止めでの施工を想定しています。
25	施工第 0-0005 号 内訳書 設計図面 4/7	鋼製橋梁用伸縮装置の材料費について、設計図面 4/7 では A ランプ 第 2 橋の材料は「二次止水構造」との記述がありますが、第 0-0005 号内訳書に計上されている材料は全て「二次止水なし、誘導板なし」の材料費で積算すればよいのでしょうか。	回答 17 のとおりです。
26	施工第 0-0008 号 内訳書	殻運搬の労務費調整係数は [夜間 1.5] ・ [夜間轄時間的制約を受ける 1.59] ・ [夜間轄時間的制約を著しく受ける 1.71] のどれでしょうか。	回答 5 のとおりです。
27	施工第 0-0009 号 内訳書 特記仕様書 第 19 条 3)	コンクリート殻（鉄筋）の処分費について、処分費は夜間の受入単価でしょうか。その場合、特記仕様書に記載の加西砕石（株）の夜間の受入単価を教えてください。	回答 1、2 のとおりです。

28	<p>工事費内訳書 頁 0-0004・0-0008</p>	<p>「舗装工昼間 切削オーバーレイ工 550m<sup>2</sup>」、「舗装工夜間 切削オーバーレイ工 910m<sup>2</sup>」、「附帯工事費(1)の切削オーバーレイ夜間 500m<sup>2</sup>」のそれぞれの施工箇所の明示をお願いします。</p>	<p>当初設計では、「舗装工昼間 切削オーバーレイ工 550m<sup>2</sup>」については、橋梁用伸縮装置修繕箇所の前後の計 10m、「舗装工夜間 切削オーバーレイ工 910m<sup>2</sup>」については、橋梁用伸縮装置修繕箇所の前後の計 30m の舗装修繕を想定しています。また、「附帯工事費(1)の切削オーバーレイ夜間 500m<sup>2</sup>」については、平面図 1 (2/7) に図示している箇所を想定しています。 なお、施工範囲の決定については、特記仕様書に記載のとおりです。</p>
29	<p>施工第 0-0016 号 内訳書</p>	<p>切削オーバーレイ工の労務費調整係数は [夜間 1.5]・[夜間轄時間的制約を受ける 1.59]・[夜間轄時間的制約を著しく受ける 1.71]のどれでしょうか。</p>	<p>回答 5 のとおりです。</p>
30	<p>施工第 0-0023 号 内訳書 特記仕様書第 19 号 3)</p>	<p>アスファルト殻の処分費について、特記仕様書に記載の松本砕石(株)の受入単価を教えてください。</p>	<p>回答 1 のとおりです。</p>
31	<p>施工第 0-0024 号 内訳書</p>	<p>殻運搬(路面切削)の労務費調整係数は [夜間 1.5]・[夜間轄時間的制約を受ける 1.59]・[夜間轄時間的制約を著しく受ける 1.71] のどれでしょうか。</p>	<p>回答 5 のとおりです。</p>

32	<p>施工第 0-0025 号 内訳書 特記仕様書 第 19 条 3)</p>	<p>アスファルトの処分費について、処分費は夜間の受入単価でしょうか。その場合、特記仕様書に記載の松本碎石(株)の夜間の受入単価を教えてください。</p>	<p>回答 1、2 のとおりです。</p>
33	<p>施工単価表 第 0-0005 号 内訳表</p>	<p>プロジョイント CDx-30・40・50・80・100 について、積算参考資料に採用単価として建設物価、積算資料とありますが、○建設物価 R06. 08. p344、○積算資料 R06. 08. p411 の製品を計上されていると考えればよろしいですか。また上記製品を計上されている場合、図面等の仕様と整合がとれていない製品については設計変更の対象となりますか。</p>	<p>建設物価並びに積算資料の掲載頁はご指摘のとおりです。また、採用している各材料の規格については、回答 17 のとおりです。なお、当初設計では、単価を採用している材料を使用することを想定していますが、協議のうえ、必要と認められる場合は設計変更の対象とします。</p>
34	<p>積算単価算出表 第 0-0008 号 内訳表</p>	<p>殻運搬について、労務費調整係数は 1.5 と考えればよろしいですか。</p>	<p>回答 5 のとおりです。</p>
35	<p>施工単価表 第 0-0016 号 内訳表</p>	<p>切削オーバーレイ工について、労務費調整係数は 1.5 と考えればよろしいですか。</p>	<p>回答 5 のとおりです。</p>

36	<p>施工単価表 第 0-0024 号 内訳表</p>	<p>殻運搬（路面切削）について、労務費調整係数は 1.5 と考えればよろしいですか。</p>	<p>回答 5 のとおりです。</p>
37	<p>工事費内訳書 頁 0-0003・0004・0005</p>	<p>コンクリート殻（鉄筋）昼間 7m<sup>3</sup>・コンクリート殻（鉄筋）夜間 14m<sup>3</sup>・アスファルト殻（切削）昼間 27m<sup>3</sup>・アスファルト殻（切削）夜間 45m<sup>3</sup>について、特記仕様書に記載のある施設では経済性で選定した場合の不合理的や、兵庫県の建設副産物受入価格表に記載が無いものがありますので、計上されている処分価格を明示して頂けませんか。</p>	<p>回答 1、2 のとおりです。</p>
38	<p>見積参考図書 5 号内訳表 積算参考資料</p>	<p>橋梁用伸縮装置 プロジョイント・CDx-30, 40, 50, 80, 100 は、二次止水付の誘導板無しと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>回答 17 のとおりです。</p>
39	<p>特記仕様書 第 19 条</p>	<p>アスファルト殻（切削）の指定処分地は、県の建設副産物に記載がありません。どのように考えればよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>回答 1、2 のとおりです。</p>

40		<p>アスファルト(切削)の再資源化について松本砕石(株)となっておりますが、兵庫県土木部(令和6年8月1日適用)「建設副産物の処理ならびに受入価格」に単価の記載がありません。つきましては、単価を掲示願います。</p>	<p>回答1、2のとおりです。</p>
41	<p>見積参考図書 施工第5号内訳表 鋼製橋梁用伸縮装置</p>	<p>プロジョイント CDx-40 並びに CDx-50 は図面上二重止水付になっていますが、設計の伸縮装置は同等のものでしょうか。</p>	<p>回答17のとおりです。</p>
42	<p>見積参考図書 施工第23号、25号 内訳表 処分費</p>	<p>松本砕石は現在As殻を受入していないようです。兵庫県建設副産物の受入に記載がないため、設計上の単価の公表をお願いします。</p>	<p>回答1、2のとおりです。</p>
43	<p>見積参考図書 施工第30号内訳表 建設機械運搬[車載]</p>	<p>建設機械の運搬中の損料は計上されていますか。ご教示ください。</p>	<p>計上されていません。</p>